

1. 議事日程（平成27年第2回北広島町議会定例会）

平成27年6月22日

午前10時開議

於議場

- 日程第1 報告第7号 平成26年度繰越明許費について報告の件
- 日程第2 議案第57号 障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第58号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第59号 北広島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第60号 製造請負契約の締結について
(高機能消防指令センター部分改修事業)
- 日程第6 議案第61号 平成27年度北広島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第62号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第63号 平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第64号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 審査報告 陳情等の常任委員会審査報告
- 日程第11 陳情審査 陳情第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて
(お願い)
- 日程第12 陳情審査 陳情第2号 体育館(地域避難所)耐震補強事業補助(陳情)
- 日程第13 陳情審査 陳情第5号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情
- 日程第14 陳情審査 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第15 陳情審査 陳情第9号 原発再稼働の中止を求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第4号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第5号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の提出について
- 日程第18 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議第7号 原発再稼働の中止を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第8号 北広島町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第21 発議第9号 北広島町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第22 発議第10号 安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の継続審査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1番 真倉和之 | 2番 中田節雄 | 3番 久茂谷美保之 |
| 4番 藤堂修壮 | 5番 梅尾泰文 | 6番 森脇誠悟 |
| 7番 柿原徳則 | 8番 室坂光治 | 9番 中村勝義 |
| 10番 伊藤久幸 | 11番 浜田芳晴 | 12番 藤井勝丸 |
| 13番 蔵升芳信 | 14番 田村忠紘 | 15番 美濃孝二 |
| 16番 大林正行 | 17番 宮本裕之 | 18番 加計雅章 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	空 田 賢 治	教 育 長	池 田 庄 策
芸北支所長	成 瀬 哲 彦	大朝支所長	斎 藤 幸 司	豊平支所長	多 川 信 之
危機管理監	松 浦 誠	総務課長	古 川 達 也	財政課長	信 上 英 昭
企画課長	山 根 秀 紀	税務課長	畑 田 正 法	福祉課長	清 見 宣 正
保健課長	多 田 誠 子	農林課長	藤 浦 直 人	建設課長	砂 田 寿 紀
町民課長	輪 田 孔 俊	上下水道課長	清 水 繁 昭	消 防 長	田 辺 弘 司
学校教育課長	石 坪 隆 雄	生涯学習課長	佐々木 直 彦	商工観光課長	隅 田 好 則
会計管理者	三 宅 正 登	国土調査事務所長	石 川 齊	豊平病院事務部長	佐々木 靖 志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 伯 孝 之 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第7号 平成26年度繰越明許費についての報告の件

○議長（加計雅章） 日程第1、報告第7号、平成26年度繰越明許費についての報告の件を議題とします。財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは報告第7号、平成26年度繰越明許費繰越計算書の訂正につきまして、財政課のほうからご説明をさせていただきます。6月11日に報告させていただいております、平成26年度北広島町一般会計繰越明許費繰越計算書の財源内訳につきまして、一部誤りがございましたので、訂正のほうをお願いいたします。お手元に資料をお配りしてお

りますので、そちらのほうご覧ください。具体的な内容でございますが、10款教育費、3項中学校費、中学校管理事業における翌年度繰越額1億3700万円の財源内訳につきまして、国庫支出金を未収入特定財源4370万5000円で報告をしておりましたが、正しくは既収入特定財源となるものでございます。したがって、表中の合計額もあわせて訂正をさせていただくものでございます。確認が不十分で、議員の皆様には多大なご迷惑をおかけし、申しわけありませんが、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） 質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって報告を終わります。

#### 日程第2 議案第57号 障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第2、議案第57号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第57号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第57号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第3 議案第58号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第3、議案第58号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第58号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第58号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第59号 北広島町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（加計雅章） 日程第4、議案第59号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第59号、北広島町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第59号、北広島町過疎地域自立促進計画

の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 製造請負契約の締結について

- 議長（加計雅章） 日程第5、議案第60号、製造請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第60号、製造請負契約の締結についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第60号、製造請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 平成27年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第6、議案第61号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。歳出の2ページ、総務費の中の番号制度導入システム改修委託料1242万4000円と、地方公共団体情報システム機構負担金653万6000円についてお伺いします。この地方公共団体情報システム機構負担金とはどのようなものか伺います。さらに、これはマイナンバー制度の導入予算と考えますが、国はこの番号をどのような組織、団体、企業と共有する計画か伺います。その中で、民間企業や病院等に番号等の情報を送るのかということ、さらに委員会でもお伺いしましたが、北広島町、こういうシステムから個人情報に絶対に漏れないと断言できるか、その場合、断言できるという場合はその理由、できないとなれば、その理由をお伺いします。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） それでは町民課のほうから回答させていただきます。まず、地方公共団体情報システム機構負担金でございますけれども、これは中間サーバープラットフォームというのを東日本、西日本にそれぞれ整備するというので、それにつきまして、各自自治体から負担をしていただくというものでございます。この負担は、人口によって負担額が決定されているということでございます。北広島町の場合は653万6000円という形になっているところでございます。それと情報の提供というところでございますけれども、これはまだ、現在の現時点では年金分野、それと社会保障分野の中の年金、それと労働分野、福祉、医療という部分、それと税の分野と災害対策分野、これが今の現状においては、その情報、番号を利用するという業務になっているということで、今、改正案というのが今国会の中で審議されているというところでございますけれども、その利用範囲というものを今後少しずつ拡大されていくというふうには思っております。個人情報が漏れるか漏れないかということでございますけれども、マイナンバー制度においての個人情報というのは、今あるそれぞれが持っているところで管理されるというところでございます。ですから、北広島町にある情報は、あくまで北広島町が管理をしていくということで、その中で必要な情報があって、その情報を提供して、情報が欲しいという場合のみ、ほかの情報を管理しているところから情報の提供ができるというのがこの

制度だというふうに理解をしております。ですから、今の北広島町が持っている情報が今まで漏れたことがないということで、その現状の情報の管理をそのまま徹底していくということになれば、今後とも北広島町から、その情報が漏れるということはないというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） この制度がいろんな団体に情報が当然共有していくということがわかりました。それで、北広島町が持っている情報は町が管理すると言っておりますが、そこで一つ伺います。国に対しては、これらの情報の一部なりでも共有するようになっていっているのかどうか、流すことがあるのかなのかということと、先ほど、これまで大丈夫だったから今後も大丈夫だろうと言われますけれども、日本年金機構は、今まで大丈夫だと言われていたわけですが、しかし、それが大量に流れたということがあるわけですから、今まで大丈夫だから、今後大丈夫ということは全く理由にはならないんじゃないかと思うんですが、その点いかがか。たまたま今日の中国新聞に、声、の欄で、中学生の女性の方の14歳の、マイナンバーに不安、という声がありました。不安だということで、自分のお金や通っている医療機関などの個人の情報を国が把握し、12桁の番号だけで管理できてしまうところに怖さを感じたと。例えば、たった1カ所の情報の漏れで、その人の全部が情報が流れてしまったり、マイナンバー制度を利用した新しい犯罪が出てきたりするのかもしれないという不安の声が出ています。これから将来を担う子供たちさえも心配しているわけですが、その声に対してどのような回答、大丈夫よと言えるのかをお答えください。それともう1つ伺いたい。これ全然別の問題ですが、3回しかできませんので。4ページの臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業について伺います。これは前回に続いて、今年も消費税が上がったので、弱者のために国が一定額を支給しようということだと思っておりますが、前回の支給状況がどうだったのか。対象者に対して申請数、支給されたのは何件かということをお伺いします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） まず、1点目で、町が持っている情報が国のほうに情報の共有というようなことはないのかというご質問でございますけれども、マイナンバー制度は、平成28年1月1日から利用が開始という形になります。たちまち、その情報提供と云々というのはないんですけれども、その中で、今言っているのは、申告にはそのマイナンバーを記載するということになるというふうに聞いておりますので、そういうことになれば、逆に国のほうからの申告状況、それが町のほうに来るということになれば、そのところは町にもその情報があるという形にはなるのかなとは考えております。それと、安全であると言われてた年金機構において情報が流出したということでございますけれども、確かに、その事件のことを聞いてちょっとびっくりしたというのものもあるんですけれども、例えば本町においては、インターネットに接続している部分と、例えば業務を行っている部分が別のシステムでもやっていると、例えば住民基本台帳とか戸籍とかいうのは、それ専用のパソコンでやっていると。それが年金機構の状況は、インターネットでつながってるパソコンで業務をしていたというような感じで受けられるということであれば、ちょっとその辺のところのシステムの運用というところがどうだったのかなというふうには思っております。今回の制度によるシステムについては、アクセス、それを使う人というのに対して非常に特定の人しかそこにアクセスできないというような形になっているということですので、その情報が漏れるということについては、十分に漏れない

ように対応しているというふうを考えております。それとマイナンバーから、一つの情報から全ての情報が漏れるのではないかというふうに心配されているというところでございますけれども、これが一つの情報から漏れるという場合は、一元管理といいますか、1カ所にいろんな情報がまとまって、それを一つとして管理をしているという場合だとそういうこともあるかとは思いますが、あくまでもこのマイナンバーはそれぞれが分散して管理をしているということでございますので、一つの情報から、その人にかかわる全ての情報が芋づる式に出ていくということは考えられないというふうに考えております。ですから、あつてはなりません、もしあつたとして、もし情報が漏れたということであれば、それは一つの情報については漏れたということはあるかも知れませんが、それによって、その人に係るほかの情報が一緒に漏れるということは、この制度上ないというふうに理解をしております。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 続きまして、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金支給事業について説明をさせていただきます。まず、臨時福祉給付金ですが、支給対象者につきましては、平成27年度の住民税が課税されていない方が対象となります。これは前年度と同じ対象者でございます。それから支給額ですが、1人につき6000円ということで、昨年は1万円プラス加算が5000円となっております。これについては、消費税の引き上げに伴います食料品支出額の増加分を参考に算出しております。金額の違いにつきましては対象する期間の違いによるものです。それから基準日につきましては平成27年1月1日を基準としてます。申請期間につきましては、今年度の8月3日から12月1日までを予定しております。続きまして、子育て世帯臨時特例給付金ですが、支給対象者を平成27年の6月分の児童手当を本町から受給される方が対象となります。支給額につきましては、対象児童1人につき3000円でございます。昨年度が1万円ということで、この額の違いは臨時福祉給付金と同じように、食料品の支払額の増加分を参考に算出されているのと、期間の違いによるものでございます。基準日を5月31日としております。申請期間を6月の1日から12月の1日までとしております。それから件数の状況ですが、昨年度の当初予算では、臨時給付金の基礎分を3500人としておりました。今年度が対象者4700人としてます。これは昨年度の実績に基づいて推計したものです。それから子育て世帯臨時特例給付につきましては、昨年度が1900人、今年を2200人としております。この2200人の根拠につきましては、今年度の6月の現況届を出される方の人数としております。以上です。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 済みません、ちょっと昨年度の実績につきましては今資料がありませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） マイナンバー制度のことですが、例えば持っている情報は、その機関機関で管理しているんだから、漏れたとしてもその部分だけだと言われましたけど、それだったら全然メリットがないんです、このマイナンバー制度。国が一つのものにするからメリットがあると言われてるんです。ですから、そういった点では、先ほどの年金機構の問題にしても、はっきりとした原因もわからないというのが実情じゃないかと。日本年金機構は基幹系というシステムがありまして、それを引っ張り出して作業用のサーバーに入れて仕事をした。この作業用のサーバーがインターネットに漏れたんです。ですから、ここの北広島町も同じよう

なシステムです。基幹系は管理してますよ、けども、仕事に使うときには各自USBでコピーして使ってます。しかし、その個人が使っているパソコンにはインターネットでつながっているわけです。そういう点で、全く漏れないという根拠や、この14歳の女子中学生の疑問、不安、全く答えてないんじゃないかと思うんですが、どうなのか。それでも導入するんですかということを最後に伺います。臨時福祉給付金等の問題ですが、実績は、持ってないということなんですけど、全てが申請してないんじゃないかと思うんです。対象も増えてます。今回、申請漏れがないようにするためにどのような改善を考えているか。昨年こうこうこうだったから、今年はこういうふうにして全員が受けてもらえるようにしたいというのは、どういう内容か伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） マイナンバー、個人番号ですけども、これはそれぞれの市町にしても、それぞれがその情報として持っておりますけれども、それを他の市町なり国が持つというのは、その人に関してのその情報が必要なときに、その情報提供を受けるということですから、例えばイメージとすれば、いろんな申請をするときに添付書類というのが必要になってくるケースがあると思います。そういうときに今までですと紙の添付書類をつけてということですが、それが今度マイナンバーということであれば、その申請を受けたところが、例えば申請者が住んでいる所にその方の情報を提供してくれということで、そこから情報提供を受けるということになるというふうに思いますので、その分散で、それぞれの情報を管理するということで、そういう必要な情報が入るということであれば、メリットはそれであるというふうに思っております。それと、システムのセキュリティーについては、これは具体的ものは私担当しておりませんので、ただ、今私の課において使っている部分については、その専用の端末で業務を行っているということで、その外部との情報のやりとりに対しては非常にできないような形をとっているというところがありますので、情報が外へ漏れるということはないというふうに考えております。それと、こういう中で導入していくのかということでございますけれども、これはもう施行日については、もう政令において定まっておりますので、国が変更するというのであれば変わりますけれども、そうでない状況の中では、そのマイナンバーの通知が確実にそれぞれの方に届くように、また来年の1月1日からは個人番号カードの交付というのも始まりますので、それが適切に行うことができるよう、システムの整備は進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 引き続き、臨時福祉給付金につきまして、申告漏れの対応について、どう考えているかというところにつきまして申し上げたいと思います。基本的には、個別に未提出者へ申請書提出の勧奨ができないというふうな国の見解があります。これは地方税法の守秘義務からそういうことが不可能とされております。しかしながら、該当と思われる非課税者を抽出しまして、確認的なお知らせの通知の中で給付金のチラシや申請書を同封するということは税法上問題ないということで、この方法で申請者と思われる方に通知のほうさせていただきます。広報につきましては、きたひろネット、あるいは広報きたひろしま等々でしっかり呼びかけをしたいと思います。特に8月のお盆に子どもさん等々が帰られることが多いので、しっかり盆にはPRをして申告漏れのないようにしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。私もマイナンバーの件でありますけども、やはり非常に危険な制度が導入されるということで危惧をしております。20年か30年ぐらい前にやはり同じような国民総背番号制というのが国から提案をされた時期がございました。そのときには、国がそういうデータを集積をして、個人を管理をするということが非常に世論としてまずいというようなことがございまして、断念をさせたという経過があります。先ほどから漏えい、漏れるということもありますけども、漏れる前に、まず国が管理をする。それぞれの国民は、そういうものを入れてほしくないというふうに自己主張しても、それは一方的に押しつけられるものであるわけでありまして。再度確認ですけども、私なりがそのマイナンバーは要らないよというふうに拒否をすれば、それはオーケーですか。強制でカードが来ますか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） マイナンバーにつきましては、これは既に住民基本台帳に記載がしてある方、住民基本コードを持っていらっしゃる方については、10月5日以降、通知カードが送付されます。ですから、要らないと言われても通知は行くということでございます。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 要らないというふうに言っても、もう一方的に送られてくると。その中のデータは、先ほどいろいろなデータを加えて、それから必要なところが抜き出しをして使用していくんだということですが、どの程度のデータを集積をしようというふうに国は思って、それぞれの自治体に、その事業費を出しながら進めようとしているのかという中身であります、どの辺までデータを加えようというふうに思っていますか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 通知カードには、データというのは番号と氏名と生年月日が載っているだけでございます。個人カードというのがございますけれども、これは写真がつくということでございますが、その中で情報は、これは番号と氏名、住所、生年月日と性別が入ります。それとあとは電子証明書という、これはeタックス等々へ使う部分でございまして、これに係る情報が入ると、そのeタックスなりを利用される方については、これに係る情報が入ることにはなっておりますけれども、今のところ、そのカードに入る情報は以上でございまして。ですから、そのカードの中に情報を詰め込もうということではなくて、そのマイナンバーによって、それぞれの自治体を持っている情報がある人の情報が必要になったときには、その情報の提供を受けるということであって、そのカードの中に現状において、いろんな情報が入っていくということではないということでございます。ですから、ただ、これからそのカードの利用の方法がいろんなことに利用されるということになれば、その情報がその中に追加されるということはあるかと思っておりますけれども、今、梅尾議員が最初に言われたように、カードの情報が1枚のカードの中にいろんな情報がどんどんどんそこに入っていくということではないというふうに私は理解しております。以上です。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 国がしようとしている目的自体を理解をされれば、今課長が言われた情報だけしかマイナンバーに入らないのであれば、何ら今の住民基本台帳と、前進するのか後退するのかわかりませんが、マイナンバーを採用する意味は一つもない、メリットがない、そうじゃなくて、その背景に、それぞれのナンバーをそれぞれの国民に持たせて、その中に何を入



れ込むかという目的があるからということであるはずですが、そののところを知らされずに、それぞれの自治体が作業をさせられているというのが現実なのかということで、非常に不安な、担当者はさりと、このぐらいのことですよというふうにおっしゃっておられる。そのバックには、すごいことがあるんだよというふうな警戒心が全くない。ここから先質問しても返ってこないのかもしれませんが、町として扱うわけですから、このマイナンバーについて、もっと町長、副町長、総務課長も含めて、国がやってくることであるから仕方がないじゃないかということではなくて、もう少し研究もして、町民の立場に立って、本当にこういうことがいいのかということを理解した上で作業に入るということが必要ではないかということを思いますから、答弁を求めたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） マイナンバー制度につきましてでありますけれども、今担当のほうでは、かなり研究はしてくれておろうと思いますので、私も再度その辺は検証してみたいというふうに思っておりますけれども、基本的にはさっき担当課長から話をさせていただいたような形でスタートするのはスタートするということでは、将来的な部分については、いろいろと国のほうの思いもあるというふうに想定しますので、その辺も含めて、ちょっと研究はさせていただいて、町民の皆さんに理解がいただけるような形でお示しをさせていただこうというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 4番、藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 2点ほど聞かせてください。カードの中に顔写真も入ることなんですが、紛失であるとか、あるいは盗難であるとか、偽造はなかなかできにくいものであるんだろうというふうに思いますが、そこら辺の対応はどうなんですか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 確かに、カードを交付して、それをなくされるということは想定されますので、その場合は再発行という形になるということでございます。

○議長（加計雅章） 4番、藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） カードを機械に差し込めば情報が得られるシステムじゃないんですか。そういうふうであるならば、再発行は可能ということはわかるんですが、早く言うたら、今のキャッシュカードもそうですが、すぐとめられるというシステムもありますが、そこら辺のセキュリティーというか、そういうものは大丈夫なんですか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 紛失をしたということ、これはそれぞれの市町のほうに言っていただかないとわからないという話になりますので、それを言っていただければ、それに対して速やかに対応していくという形になるというふうに思ってます。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） ということは、情報はそこでストップされて、紛失して再発行ということになると、2枚カードがあるように思われるんですが、そこら辺のセキュリティーは大丈夫ですかということを知っているんです。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 再発行はされるということで、そうすると、その方に係るカードが2枚になるということですので、そのところが最初の紛失されたカードがどういう形の中で無効

にできるのかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。ただ、この個人番号カードをかざせば、その情報が、いろんなことができるというところまではまだいっていないんじゃないかなというふうに思ってます。キャッシュカードみたいな形とか、クレジットカードみたいな形ではないというふうには思っております。一つその個人カードが、何が一番というか、これは身分証明書でございます。ですから、例えば今から高齢者の方が今まで運転免許証で身分証明という形ができたものが、高齢になってくるということで、免許証を更新しなくて返上するというか、そうしたときに、それにかわるべき証明になるものがないということがありますので、そういう点でいえば、この個人カードがそれによって身分証明として使えるということですので、高齢者の方にとっては、このカードを交付を受けていただければ、そういう面でいえば、すごくメリットがあるのではないかなというふうに思っております。その紛失カードをどうやって無効にするかについて、ちょっと今こういうことかということとは言えませんので、そこはちょっともう一度確認させていただきたいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 1点ほどお聞きいたします。6ページのさきん市運営事業の中で、商標登録委託料47万2000円ということで、これは豊平そばという商標を取るんだという説明は聞いたわけですが、今なぜこのときに商標登録をされるのか、問題があつて商標登録取れるのか、この商標登録を取る目的というのは、どういうことで、このたび商標登録とられるんですか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 商標登録の件でございますけれど、今問題があつてということはございませんけれど、この豊平そばを第三者の方が、要は、豊平以外のようところで豊平そばを活用されて、使用をされて豊平そばというものがブランドの低下をというようなこともあると思っておりますので、第三者が使用制限をさせていただくことと、豊平そばのブランドを守るということで、この時期というのはありますけれど、今回補正の予算を上げさせていただいております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） ブランドを守るということで、このたび商標登録を取る。それで豊平以外のところで豊平そばということで取り扱って商売をされるという部分もあるというようなことですが、そういう実態はあるのかないのかもわかりませんが、想定の中で、その商標登録をとられるのかと思いますが、ブランドとして、その豊平そばということ言ったら、そのブランドを守るためにかなりの規制がまた入るんじゃないかと思いますが、今やっておられる方以外にも豊平そばを名乗りたいときには、どういう形で、その商標が使えるのか、その辺の使用的な制限というのはあるんですか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） まずは、商標のほうに登録ができるかできないかというところで、登録のほうを申請をさせていただき、今議員のほうからご質問のありましたようなことにつきましては、再度研究をさせていただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の分で、事業実施する中で、今から研究してみたいという部分のその辺の提案の仕方というのがちょっと、こういうことがあつて、万一のときにこういう想定の中で、

こういう商標登録を取るんだというような、ある程度基本的にこうなるんだという形の中で、これ上がるんならいいですけど、いや、そういうことについては研究しながら、今から進めますというような分で、この43万の金額多い少ないは別ですが、事業実施する過程での基本的な考え方というのが、ちょっと私には納得できんですが。ある程度、確たるもとの、これをするんだというような事業実施の場合にもうちょっと自信になるような回答といたしますか、説得力のあるような説明を求めます。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 昨年、豊平どんぐり村という商標登録のほうを申請をしていただいております。これにつきましては、今まだ本申請のほうには至っておりません。そのような過程もありまして、今回、豊平そばというのは、やはり北広島町といたしましても、ブランド力のあるものだというふうに思っておりますし、このものが第三者によって、悪意をもってというところがあるとは思いますが、そういうふうな使用に対しての制限をかけさせていただいて、ブランドを守っていくという思いでございます。

○議長（加計雅章） 14番、田村議員。

○14番（田村忠紘） そばの関連ですが、これは当初で上がっておったと思うんですが、30万。今回補正で追加として47万ということで、当初よりこっちのほうが多いという、何かわけがあったんでしょうか。どういうことでしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 当初で上げさせていただいた部分につきましては、先ほど言いましたように、豊平どんぐり村の商標登録の件になります。これにつきましては、まだ該当になるかならないかということで、昨年度予算を計上をさせて、申請をさせていただいております。本申請に対します申請費ということで、当初予算のほうに上げさせていただき、今回新たに豊平そばということで、新規の登録をということで、上げさせていただいております。

○議長（加計雅章） 14番、田村議員。

○14番（田村忠紘） まだちょっとよく理解をしておらんですが、当初のどんぐり村と今回の追加は目的が違うという判断でよろしいんでしょうか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 目的については、豊平どんぐり村はどんぐり村、豊平そばは豊平そばということで、目的といたしますか、方向については違います。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） そばの商標登録、大賛成であります。これによって、予想外の拡散を防ぐということで、縛りができるということは結構なことなんですが、この種子が対象になろうかと思うんですが、販売もあれば、またおっしゃっていただきたいんですが、種子については、農協が管理しているというふうに思うんですが、さんさん市と何の関係があるのかなと、そこらをお願いします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） ここの予算で、さんさん市運営事業のほうに上げさせていただいておりますけれども、基本的には特産品というところで思っておりますし、予算を計上する上で、このさんさん市運営事業のところには予算については計上させていただいております。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

- 福祉課長（清見宣正） 先ほど美濃議員から臨時福祉給付金の平成26年度の実績につきましての質問がありましたけども、それについて回答させていただきたいと思います。平成26年度の支給対象見込み者数4700人としております。支給決定者数が3723人ということで、支給率が79.2%となっております。以上です。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 臨時福祉給付金が4700人対象で3700人だと、子育てはいかがですか。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 子育て世帯臨時特例給付金につきましては、支給決定者1969名ということで、これにつきましては全員の方に支給をしております。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。13番、蔵升議員。
- 13番（蔵升芳信） 8ページ、土木費8款、道路維持費、国県道の維持修繕事業で60万減額と、新年度始まったばかりで60万減額、これは入札で落ちたのか。もう1点、同じ8款の砂防費、6項、急傾斜地の崩壊対策事業で、急傾斜地の草刈り委託料が60万増額と。これは、この2つが組み換えになったのかとも考えられるんですが、この時期で、維持修繕費が即減額というのが時期的に早いのと、この急傾斜地で60万追加という、同じ県費なんですけど、これ組み換えられたのかどうか、県の要望でされたのかどうかということをお聞きします。
- 議長（加計雅章） 財政課長。
- 財政課長（信上英昭） 財政課のほうからお答えを申し上げます。道路維持の委託料の減額の60万円と、急傾斜地の崩壊対策費の60万と、金額が同じであるということでございまして、内容につきましては、広島県の移譲事務で移譲を受けた路線でございまして、急傾斜地のほうは、千代田地域の新地地区というところを行ってまいります。県のほうから内示を受けて、急傾斜地のほうもやらないといけないということで、たまたま金額が同じになったということで、内容は県の管理、町へ移譲事務の関係ということでご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。この時期にということでございますけれど、当初に県のほうから指示を受けて、本来なら、この急傾斜地のほうにも上がってこなければいけなかったということはずございまして、年度が始まりまして、県のほうからの指示ということで、総額のほう、道路維持、それから急傾斜地のほうで調整させていただいたということでご理解のほういただきたいというふうに思います。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第61号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第1号について反対の理由を述べます。この補正予算には、マイナンバー制度の導入予算として1900万円が含まれています。このマイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に、生涯変わらない12桁の番号を振り割り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。政府は、行政手続が便利になるなどといいますが、多くの国民は、制度を知らない上、膨大な個人情報に国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。これまでは年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報は、それぞれの制度ごとに管理されていましたが、今度はマイナンバーで一つに結ばれます。政府は、医療の診療情報などへの使用拡大も狙っており、マイナンバーが大量の個人情報の固まりになること

は明白であります。マイナンバーが流出し、さまざまな個人情報が芋づる式に引き出される。こんな危険が現実となります。既に社会保障番号を導入しているアメリカでは、個人情報の大量流出、不正使用が大問題になっています。このような不安が日本でも現実のものとなりました。日本年金機構から少なくとも125万人の個人情報が流出し、大問題となり、しかし原因や対策もはっきりしていない状況です。町は、基幹系と情報系が分かれている、また、これまで情報漏れがなかったら大丈夫と言いますが、日本年金機構でも同様の仕組みでした。にもかかわらず、情報が漏れたのです。絶対大丈夫ではないのです。一つは、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能なことです。二つ目に、意図的に情報を盗み得る人間がいること。三つ目に、一度漏れた情報は、流通、売買され、取り返しがつかないこと。四つ目は、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなること、これは菅官房長官も認めています。にもかかわらず、町は準備だけしておくと言いますが、住民の個人情報を守る責任がある町として、絶対に安全と言えない以上、導入に反対し、国に意見を述べるべきです。しかし、そういう考えがない以上、賛成するわけにはいきません。以上を主な理由として、この予算に反対いたします。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第61号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第61号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。11時15分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 02分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

日程第7 議案第62号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第7、議案第62号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第62号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第62号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第8、議案第63号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第63号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第63号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（加計雅章） 日程第9、議案第64号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この水道会計の補正は、コンビニ収納に対応するよう料金システム改修を行うものでありますが、対応するコンビニは、芸北、豊平にはなく、大朝にも1カ所しかないことが明らかになりました。このような実情を把握した上で導入することにされたのか伺います。さらに、コンビニがない地域の方はどうするのか、何か手だてを考えておられるのか、これは、この分については上下水道課の問題かもしれませんが、全体的な収納にもかかわると思いますので、お答えをお願いします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） コンビニにつきましては、議員おっしゃるように、豊平、芸北にはございません。ですが、やはり収納していただける方の利便性を図るという目的で、やはり千代田地域が上下水道料金関係も件数も多ございますので、とにかく利便性を図る方向でという形で、そのように考えて補正予算を上げさせていただいております。また、豊平、芸北地域、コンビニがない地域については、まことに申しわけないんですけども、手だて等については、今のところないというのが現状でございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今からコンビニを町がつくるわけにもいきませんので、どうするかということですけども、手だてないということですけど、ゆうちょ銀行の支店はあるんです。町内に芸北4カ所、豊平4カ所、大朝2カ所、千代田5カ所あるわけです。24時間ではありませんが、利便性を図る上でATMを利用したもので振り込むことができると思うんですけども、それは検討されたんでしょうか。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） ATMにつきましては、検討はしておりません。ただ、どのようなことができるのかというのは今後検討してみたいというふうに考えております。以上です。

- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 検討していないということですが、いろいろ調べたら、自治体によって、いろんな形で納付の条件を広げています。今言ったゆうちょ銀行の振り込み用紙を送って納めてもらうということをやっている自治体もかなりありました。ぜひ、今後ということで、やるということですが、そのことも含めた検討はされていないものかどうか伺います。
- 議長（加計雅章） 上下水道課長。
- 上下水道課長（清水繁昭） 確かに検討しておりませんでしたので、どのようなことができるのか、どういった方法があるのかということにつきましては研究してみたいというふうに考えます。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第64号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第64号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第10、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。各委員会へ審査の付託を行っております。陳情等について、陳情結果の報告を求めます。総務常任委員会、藤堂委員長。
- 総務常任委員長（藤堂修壮） 陳情審査についての報告をいたします。北広島町議会議長、加計雅章様。総務常任委員会委員長、藤堂修壮。委員会審査報告。6月11日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。陳情第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて。審査の結果、採択。陳情第2号、体育館、地域避難所、の耐震強化事業補助。審査の結果、採択。陳情第5号、働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書。審査の結果、採択。陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出。審査の結果、採択。陳情第9号、原発再稼働の中止を求める意見書の提出。審査の結果、採択。以上、報告をいたします。
- 議長（加計雅章） 以上で常任委員会の報告を終わります。

#### 日程第11 陳情審査 陳情第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて（お願い）

- 議長（加計雅章） 日程第11、陳情審査を行います。陳情第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについてお願いを議題とします。本件については、総務常任委員会委員長の報告は採択です。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第1号、合併特例債の適用期間の再延長

を求めることについてお願いを採決いたします。お諮りします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

#### 日程第12 陳情審査 陳情第2号 体育館（地域避難所）の耐震補強事業補助（陳情）

- 議長（加計雅章） 日程第12、陳情審査を行います。陳情第2号、体育館、地域避難所、の耐震補強事業補助を議題とします。本件については、総務常任委員会委員長の報告は採択です。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第2号、体育館、地域避難所、の耐震補強事業補助を採決いたします。お諮りします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

#### 日程第13 陳情審査 陳情第5号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情

- 議長（加計雅章） 日程第13、陳情審査を行います。陳情第5号、働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書、の採択を求める陳情を議題とします。本件については、総務常任委員会委員長の報告は採択です。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第5号、働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書、の採択を求める陳情を採決いたします。お諮りします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

#### 日程第14 陳情審査 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第14、陳情審査を行います。陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件については、総務常任委員会委員長の報告は採択です。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。



○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

#### 日程第15 陳情審査 陳情第9号 原発再稼働の中止を求める意見書の提出について

○議長（加計雅章） 日程第15、陳情審査を行います。陳情第9号、原発再稼働の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。本件については、総務常任委員会委員長の報告は採択です。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第9号、原発再稼働の中止を求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本件について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

#### 日程第16 発議第4号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について

○議長（加計雅章） 日程第16、発議第4号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（佐伯孝之） 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書案。合併特例債は、合併市町村における地域の一体性の確立及び均衡ある発展のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として、合併年度及びこれに続く10カ年を限度として発行できることで創設された。その後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で、各種建設事業計画の見直しが行われ、特例債発行期間内の事業完了が困難であることから、東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して合併特例債発行期間の5年間延長がなされているところである。しかしながら、アベノミクス効果による建設需要の増大や東日本大震災復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより、建設資材の高騰や技術者の不足が見られ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念される。こうしたことから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、政府においては、被災市町村以外の合併特例債発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう延長されることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成27年6月22日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

○議長（加計雅章） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 発議第4号、北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、藤堂修壮。賛成者、北広島町議会議員、中田節雄、同森脇誠悟、同蔵升芳信、同美濃孝二。合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、アベノ

ミクス効果による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴う関連施設整備などによる建設資材の高騰や技術者の不足が見られ、自治体における入札不調が増え、建設事業年度の延長を余儀なくされている合併市町村が続出することが懸念されるため、合併基盤整備事業が円滑、計画的に実施できるように合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書を提出する。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 発議第5号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第17、発議第5号、働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書案。今、働く現場では、心身の健康を損なう労働者が続出している。過労死や過労自死（未遂を含む）事案は、労災補償の給付が決定された件数だけでも、毎年200件前後に及ぶ。その背景には、長時間、過重労働、夜勤交代制労働などの生体リズムを無視した働き方、働かせ方や不安定雇用、低賃金等の差別的処遇、ハラスメント等が職場に横行している実態がある。国は、労働者の命と暮らしを守り、企業活力を向上させ、地域経済、社会を持続的に発展させるため、体調不良の労働者を日々生み出すような劣悪な雇用労働環境を是正し、労働者が生き生きと働くことができる条件整備を行う必要がある。それには、個別企業における労使の自主的対応だけでなく、法規制の強化が不可欠である。国は、昨年制定された過労死等防止対策推進法に基づき、本国会では、働き過ぎの防止に向けた労働時間法制の規制強化と、最も雇用が不安定な派遣労働の規制強化を行うべきである。男女がともに安心して働き、子を生き育てられる社会を実現するため、下記の事項を早急な実現を求める。記、1、労働基準法の見直しに当たっては、労働時間規制を適用除外する新しい制度の創設や裁量労働制の対象拡大は行わず、時間外労働の上限規制や勤務間インターバル規制、夜勤交代制労働に関する実効ある規制など、働き過ぎ防止に資する法改正を行うこと。2、労働者派遣法の見直しに当たっては、派遣労働における直接雇用の代替を促進する可能性のある規制緩和は行わず、臨時的・一時的な業務への限定や、均等待遇の確立、などの原則を盛り込む法改正を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成27年6月22日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長。
- 議長（加計雅章） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 発議第5号、平成27年6月22日。北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、森脇誠悟、賛成者、北広島町議会議員、中田節雄、同藤同修壮、同蔵

升芳信、同美濃孝二。働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、働く現場では、心身の健康を損なう労働者が続出している状況にある。国は、労働者の命と暮らしを守り、企業活力を向上させ、地域経済、社会を持続的に発展させるために、労働者が生き生きと働くことができる条件整備を行う必要がある。働き過ぎの防止と、派遣労働の規制強化を求める意見書を提出する。以上です。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。17番、宮本議員。
- 17番（宮本裕之） 17番、宮本でございます。この意見書は、働く環境の改善も求めており、子育ての環境の改善ということも含めております。衆参両院議長及び厚生労働大臣、少子化特命大臣にも送る必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 陳情の内容が、衆議院議長、あるいは参議院議長に提出をするということで、総務常任委員会として採択という形をさせていただきました。先ほどもそういった形で、皆さんのご賛同得たわけですが、先ほど宮本議員のほうからありましたように、担当の大臣のほうにも意見書として提出をしたほうがいいんじゃないかということでございますので、その方向でいかせていただければというふうに思います。
- 議長（加計雅章） 担当大臣のほうへも意見書提出するということですね。ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号、働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第18、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 地方財政の充実・強化を求める意見書案。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2016年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の確保・拡大に向けて、政府に下記の対策を求める。記、1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図るとともに、財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準を維持・確保すること。2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。3、復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年以降も継続すること。また、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じる

ことがないよう、地方交付税算定のあり方を検討すること。4、法人実効税率の見直し、各種税制の廃止、減税を検討する際には、代替財源の確保を初め財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること。5、地方財政計画に計上されている、歳出特別枠、及び、まち・ひと・しごと創生事業費、については、現行水準を確保すること。また、これからの財源措置については、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振りかえること。6、地方交付税の財源確保機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成27年6月22日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、地方創生担当大臣。

- 議長（加計雅章） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。2番、中田議員。
- 2番（中田節雄） 発議第6号、平成27年6月22日。北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、中田節雄、賛同者、同藤堂修壮、同森脇誠悟、同蔵升芳信、同美濃孝二。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、地方自治体は、子育て支援、医療、介護など急増する社会保障ニーズへの対応、被災地への復興、環境対策、地方交通の維持など果たす役割が拡大している。このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指す必要があるため、政府に意見書を提出する。議員各位の賛同をよろしくお願いします。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 発議第7号 原発再稼働の中止を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第19、発議第7号、原発再稼働の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 原発再稼働の中止を求める意見書案。東京電力福島第一原発事故発生から4年が経過した。しかし、いまだに福島県民約12万人が避難を余儀なくされ、事故原因は究明されず、かつ収束もおぼつかない。それどころか、汚染水問題が日ごとに深刻さを増している。このような状況下で、原子力規制委員会は、九州電力川内原発第1・2号機や関西電力高浜原発3・4号機が新規制基準を満たしているとした審査書を正式決定した。しかし、政府は、影響する多くの周辺自治体や住民の意見を無視し、立地自治体の同意を取りつけただけで、原発再稼働の準備を進めようとしている。新規制基準は、放射性物質が飛散する過酷事

故を想定している。避難計画の策定は、道府県とUPZ（緊急防護措置準備区域：おおむね30キロ）圏内の自治体に義務づけられたが、国や原子力規制委員会は、計画づくりに関与しない。また、移動手段すら解決されず、住民の避難計画の脆弱性が露呈している。特に火山噴火リスクの取り扱いは、噴火予測の見解と曖昧さの理解が不十分と、日本火山学会が異議を唱えている。東京電力福島第一原発事故原因の徹底した究明と、事故の収束が実現していないこと。実効性の担保された避難計画の策定は困難なこと、活断層の存在や火山噴火リスクの予測が不十分であることなどから、川内原発、高浜原発などの原発再稼働の中止と代替エネルギーの推進を求める。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成27年6月22日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣。

- 議長（加計雅章） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。発議第7号、平成27年6月22日。北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、美濃孝二、賛成者、北広島町議会議員、中田節雄、同藤堂修壯、同森脇誠悟、同蔵升芳信。原発再稼働の中止を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、東京電力福島第一原発事故発生から4年が経過したが、いまだに多くの福島県民が避難を余儀なくされている。事故原因は究明されず、収束もおぼつかない。汚染水問題も日ごとに深刻さを増している状況にある。また、実効性の担保された避難計画の策定は困難なこと、活断層の存在や火山噴火リスクの予測が不十分な状況であることなどから、川内原発、高浜原発などの原発再稼働の中止と代替エネルギーの推進を求めるため、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号、原発再稼働の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 発議第8号 北広島町議会会議規則の一部を改正する規則

- 議長（加計雅章） 日程第20、発議第8号、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。13番、蔵升議員。
- 13番（蔵升芳信） 発議第8号、平成27年6月22日。北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、蔵升芳信、賛成者、北広島町議会議員、真倉和之、同藤堂修壯、同伊藤久幸、同浜田芳晴、同大林正行、同宮本裕之。北広島町議会会議規則の一部を改正する規則。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定した標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、北広島町議会会議規則、右の欄でございませうけども、第2条、欠席の届け出に第2

項を追加し、規則の一部を改正する規則を提案するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 発議第9号 北広島町議会傍聴規則の一部を改正する規則

- 議長（加計雅章） 日程第21、発議第9号、北広島町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。13番、蔵升議員。
- 13番（蔵升芳信） 発議第9号、平成27年6月22日。北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、蔵升芳信、賛成者、北広島町議会議員、真倉和之、同藤堂修壯、同伊藤久幸、同浜田芳晴、同大林正行、同宮本裕之。北広島町議会傍聴規則の一部を改正する規則。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについて削除した標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、北広島町議会傍聴規則の第7条、傍聴席に入ることができない者の一部を改正する規則を提案するものでございます。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第9号、北広島町議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 発議第10号 安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第22、発議第10号、安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書案。今年は、戦後70年目の節目の年である。この戦争で、北広島町から出征し、帰らぬ人となった少なくとも1449名の軍人や軍属を初め多くの戦没者の遺族は、その悲しみや苦労を思い起こし、絶対に戦争はしてはならないとの願いを強めている。そうした中、今国会で安全保障関連法案が審議されているが、集团的自衛権の行使を容認する法案に対し、衆議院憲法調査会での参考人審議では、与党の自民・公明推薦の学識経験者を含め3人が憲法違反との批判を述べるなど、全国の憲法学者のほとんどが憲法違反との声明や態度を示している。また、学問各分野の代表的な学者61人による安保法案反対アピールの呼びかけに、学者、研究者2700人余りが賛同の意

思を表明した。このような状況の中、国を守るための自衛措置は認めるものの、他国の軍隊の戦争に日本の自衛隊が巻き込まれるのではないかと危惧する世論が広がっている。しかし、国をどう守るかについてはさまざまな意見、考えがあり、国民の合意なしに、この国会で強引に決めることなく、徹底して審議を尽くされるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成27年6月22日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣。

○議長（加計雅章） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。発議第10号、平成27年6月22日、北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、美濃孝二、賛成者、北広島町議会議員、梅尾泰文、同室坂光治、同中村勝義、同藤井勝丸。安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、今国会で審議されている安全保障関連法案に対し、多くの学識経験者や国民は、憲法違反ではないか、他国の戦争に巻き込まれるのではないかとこの危惧を抱いている。こうした中、国民の合意をつくることなしに法案を成立させることは、将来に大きな禍根を残すことになると考え、今国会での成立にこだわらず、徹底した審議を尽くすよう、国会と政府に要請するものである。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 17番、宮本でございます。この安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書という趣旨なんですが、徹底的な審議を尽くされれば、その結果は認めるということでしょうか。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 国民にわかりやすく説明を果たすということの責任であります。徹底した審議を尽くすということが、個人の判断になるかどうかはさまざまであります。そうした点で、国民の合意をつくる。結果としては、国会での多数、審議になると思いますが、今日の中国新聞でも、共同通信の世論調査があり、安保法案は違憲だという56%の数にも上っています。こういう中で、半数以上がなっている状況の中では認められないんじゃないか。ですから、徹底した審議をする。みんなが、多くが合意をするという努力が必要だというふうに思います。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田です。先ほどの質問に関連するわけですが、国民の合意なしということもありますし、徹底した議論が尽くされるようということもあります。国民の合意ということは、我々の代表機関である国会で議決をされるということだと私は思っております。しかしながら、今の政党政治の中で、やはり幾ら議論をしても政党間の主張、これがずっと平行線のままであり、やはり全員の合意ということになり得ないものだと思っております。したがって、どこをもって国民の合意と、国民的議論ということ自体が考えるのに、国会の場での議論というふうに解釈するわけですが、それでいいでしょうか。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 国会の中が一番大事だと思います。それを通じて、マスコミが真実を伝え

て、そして国民の中で、先ほどの指標も示しましたが、そういう点での憲法、立憲主義というものに基づいて判断をしていくということが十分に求められるのではないかと、東京新聞が6月20日の朝刊で、歴代法制局長官の4名が違憲だという表明をしております。細かくは言いませんが、そういう中で、今これを強行していくことは、非常に問題があるのではないかと。ですから、学識経験者を含めて多くが、例えば61%なのか80%なのか、90%なのかというのは、国民の判断だと思います。さらに結果としては国会の判断だと思います。そういう点に鑑みたときに、今での状況は、そう判断ができないのではないかとというふうに考えるわけです。以上です。

○議長（加計雅章） 2番、中田議員。

○2番（中田節雄） この問題はさまざまな意見があります。あって当然であります。しかしながら、即戦争であるとか、そういった問題に直結するのではなくて、やはり私たちの国をどう守っていくのかということ、そのための議論がまだ未消化のような気もいたします。しかしながら、自衛のための問題と言いますが、これもまた幅広い問題があります。我が国のエネルギー政策、原油これはソマリア沖、中近東経由して入ってまいります。その備蓄量は60日間とも言われております。非常な危険地帯、原油がストップしますと、2カ月もしますと、我が国は経済は破綻してまいります。食糧についてもしかりであります。食糧も自給率が30数%という中であって、我々の生活の中で、スーパーマーケット、コンビニ、我々の周辺見渡しても外国製品が圧倒的に多いし、原料が外国製の物が多いわけでありまして。それが入ってこなくなるとどうなってくるのか、社会生活は混乱してまいります。これをどういうふうに確保していくのかと、外国の方々に大きな汗をかいて、また犠牲を払って日本にたどり着いているわけでありまして。この問題について、日本は我が国独自の事情があるから、人的協力はできません。お金は出しますよということでありまして。こういった状態を長く続けていることは、独立国家日本としての主権がないということでありまして。今集落を見渡しても、非常に過疎化、高齢化の中で、いろいろな行事に参加する人が少ない。その中で、若い人がいても、うちは、出ることはできません。そのかわり出夫日当は払いますよと、こういったことでは地域は成り立たない。国に置きかえてみれば、このことも当然であります。やはり我が国は我が国を守るという主権国家、これを確立することは急務であります。私も個人的には憲法違反であろうと思っております。しかし、今なぜ急にこのことをしなければならぬのか。やはりこれは独立国家日本としての主権を確立する第一歩であります。こういった考えのもとに継続審議ということについては、私はなく、そして国民的合意を得るということについてはナンセンスであると思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今、中田議員が、なぜ急にこの法案が出たのかということで、これは国会でも議論になりました。いつ、そういう事態になったのか、答えられなかった、国が。こういう状態になったから必要だということは一言も言えなかった。私が言いたいのは、さまざまな意見はあるでしょう。ですから、ここで、国会じゃありませんので、一つ一つについて議論をすることは差し控えたいと思いますが、一番の問題は、憲法を最高法規として守るのかどうかということだと思うんです。立憲主義を我々が守るかどうか、公務員の皆さんも憲法第99条で、この職につくときには憲法を守るという宣誓をしていると思います。そういう点で、これだけ多くの人が疑問を持ち、反対している中では強行することは許されないんじゃないかとい



うふうに思うんです。憲法を本当に守るかどうかが、中谷防衛庁長官は、憲法を法案にあわせたということで、憲法の上にこの法案に位置づけて閣議決定したと言ってます。こういうことが繰り返されるならば、我々は何をもって物事を判断していくのか。さまざまな条例にしても、法にしても、この憲法が基準であります。ですから、これが非常に疑問があるという段階では、強行することは禍根を残すということでありまして。以上です。

○議長（加計雅章） 2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 仰せのことはよくわかります。国会で、なぜ急がなければならないのか。なかなか答えられなかった。これはやはり米国の要請であろうと思うわけです。そのことももろに答えることは、やはり主権国家日本としての自尊心を傷つける。そういった観点ではなからうかと思っております。しかしながら、今、日本の国の周辺見渡してみても同様であります。ロシアについては、ウクライナの一部を併合すると、北方にあっては、歯舞、色丹、国後、択捉、この問題もあります。もちろん韓国との竹島の問題もあります。そして中国とは尖閣諸島の問題もあります。中国の大きな覇権主義は東南アジアにも影響を及ぼしている。こういった状況、これを徹底した議論を尽くしたところで、今の政党政治の中では、これは超党派の議員として、一つの結束していろんな問題の解決に当たるということは望むべくもないわけでありまして。そうした観点で、どのようにこの周辺諸国の問題、今のままで外交努力で解決できるのかどうなのか、その問題についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番 美濃です。危険だ危険だということでの対応の仕方、自衛権はあるとか、国会さまざま議論されております。しかし、やはり先ほどから言いますように、憲法を逸脱したことは決められないのではないかということが一番大事だと思うんです。審議をすれば、一致点が得られると思うか、これは一致点全てでは得られないと思います。ですから、議会制民主主義という立場で審議を尽くして最終的な結論を出す、これしかありません。しかしながら、今の中田議員の言うように、それはわかるんですが、しかし、現状はそうならないということに非常な危惧を感じておりますので、意見書を提出させていただいたということでありまして。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田です。先ほど質疑ありましたように、この質疑を延々と続けてもいいわけでありまして、お互いに平行線をたどる以外にないと思って質疑をやめました。しかしながら、なぜ急がなければならないのかという問題、これが非常に大事なんです。考え方によって、私もこの意見書に賛同者の一人として名を連ねたかった。しかし、それができないという中身であります。憲法は我が国の最高規範であり、これを順守することは必然のことです。しかしながら、今の国際情勢、そして日本の経済、そして国民の生命、財産、暮らしを守るという観点から考えて、いかにあるべきかということ議論しなければならない。先ほど述べましたように、原油の備蓄率は60日間ちょっとしかないということでありまして。2カ月もすれば、我が国の高速道路はほとんど車が走らなくなるであろうし、そうなれば、経済活動は停滞し、そして雇用もなくなる、まさに国民が路頭に迷うわけでありまして。食糧問題にしてもしかりであります。コンビニ、あるいはスーパーから食料品が消えると、我々は今の生活を堅持しようとする、どうしても外国の資源、これに頼らざるを得ない。外国の資源は、

大変な長旅をしてまいります。中近東情勢が非常に不安定な状態、混沌としておる。ソマリア沖を航行するタンカー、海賊といつも危険と隣り合わせにある。また、アイシル等の複雑な問題もあります。これらを一挙に解決することは非常に困難でありますし、どうすれば、今の生活、私たちの生活を守っていくのかという観点から考えると、やはり我々国民も汗をかいていかなければならない。我が国の事情によって、人は出せませんと、お金は出しますよと、これでは国際社会からますます孤立していく。今までは外交的な努力によって解決してきた。しかし、それでは解決し得ない。いつまでたっても、我が国はアメリカの属国として、アメリカの言いなりにならざるを得ない状況にある。やはり私たちは独立国家日本としての主権をきちんと確立し、アメリカに対してもノーと言える国でなくてはならない。また、日本の国は日本で守るということにしなければならぬ。そのためには非常に苦しい選択であります。憲法を拡大解釈して、今の法、これをきちんと整備し、そして次には、主権国家日本を確立するための憲法9条の改正をしていくと、こういう道筋をとらなければならぬ。だから、この問題について非常に急務であるということをおし上げたい。したがって、本意見書には反対をするものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文であります。議論を聞き、討論を聞き、よく状況がつかめなくなっているわけでありまして、今出されている安全保障関連法案等含めて考えると、今、この日本が非常に危険な状況に向かっている、進んでいるというふうに思っていないわけでありまして。これまで自衛隊は、自衛のための隊でありましたけれども、今から先は、戦争放棄を謳った憲法を解釈によって考え方を改めて、自衛隊が米軍の要請によって戦闘地に向かうという状況になりつつあります。自立国家というふうにおっしゃるのなら、やはり米軍の要請に応えることなく、日本国憲法、戦争の放棄という最高規範を今まさに国民の皆さんと一緒に確認し、全てのアメリカ国だけではなく、全ての国に対して、これまで日本というのは、平和憲法があったから、同盟が、あるいは友好的な経済的関係ができてきたわけでありまして。そのことすら、今脅かされようとしています。今まさに平和ということをおし上げてはならない。そして、そのことを考えるのに、あまりにも性急な強引な物事の進め方になっているのではないかと今回の提案であります。もう少し十分に議論を尽くす暇があってもいいのではないかとこのことでもあります。私も結果は、どのようになるかということはおわかりませんが、やはり国民にわかるような流れの中での国会論議、そして国民に理解が得られるような物事の展開、時間的な審議時間ということが必要だろうというふうに思っております。よって、この提案された安全保障関連法案の十分な審議ということについて賛成の討論をしながら、議員各位の賛同を求めたいと思っております。よろしくおし上げます。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。4番、藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 反対の立場から討論をいたします。今、議論の中でいろいろありました。戦争への発展があるのではないかと。また、戦争へ加わるのではないかと議論もありました。しかし、今、この日本の周辺事態、このまま放っておけない事態も事実であります。そういう観点から、国をどう守るのか、また、我々北広島町をどう守るのか、町民をどう守るのか、大きな議論の渦の中にあると考えます。さまざまな意見があると、この意見書の中にもあります。それを聞くことも大切であります。憲法が改正され、それがどういうふう国民に与えるのか、この地域に与えるのかということも大いに議論が必要と考えます。とりわけ、今から起きてき

てはならない事態を今一生懸命議論をしておるわけであります。委員会としても、これは継続ということも話しました。以上のことから、私は、今早急にこれをすべきでないということも含めて、反対の意見としたいと思います。皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。先ほどからの議論で、賛否を議題とはすべきじゃないと思ってます。ですけども、周辺事態についての問題とか、ソマリア含めた原油の関係言われました。それで、実際に周辺事態となる、今の法で周辺自体法はあるわけですから、対応できる。ソマリアの機雷封鎖含めた経済的な問題については、アメリカも努力して、その実態はかなり変わってきていると、イランも含めて。そういうことで現実化していないと。ここで今最大の問題は、詳しく言うべきじゃないかと思うんですけど、集団的自衛権が憲法に合っているのかどうかということだと私は思うわけです。それは議論がいろいろあるんで、それをよくやろうということですけど、日本の暮らしを守るから、自衛隊が海外に出て、アメリカと一緒に戦争をせざるを得ない、するという事態になれば、かつての歩んだ道と同じことになる。日本の利益を守るために東南アジア、西太平洋にどんどん侵略していった。中国にも行った。満蒙の生命線、これと同じ議論になるわけです。そうじゃないんじゃないかということがあります。やはりそういう点で、今まで議論が出たから、私も言うわけですが、そういう議論を含めて徹底した審議が必要でないかというふうに思いますが、あえて、かつての道を歩むことのないようにということを強調したく、賛成討論に参加させていただきました。ありがとうございます。皆さんよろしくをお願いします。

○議長（加計雅章） この問題については、総務常任委員会に付託をした付託先が継続審査の申し出がその後でございます。ですから、全く、賛成、反対というよりも、いわゆる意見書に対する賛成、反対の今から採決は取りますけれども、委員会としては継続ということがありますので、ぜひとも、この問題については議員間の中で、また合同常任委員会なりでしっかりと議論を進めていただければというふうに私は今の議論の中で聞いておりました。それでは討論なしと認めまして、これをもって討論を終わります。これより本案について、起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立少数です。したがって、発議第10号、安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書の提出については否決されました。

### 日程第23 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（加計雅章） 日程第23、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。6

月11日の開会から本日までの12日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案をいたしました全ての議案についてご承認をいただき、誠にありがとうございました。平成27年度に掲げた施策展開が始まり、芸北中学校校舎建設工事、豊平中学校体育館改築工事などの大型事業を初め施策の展開に全力を注ぐことはもちろんのこと、本年は、地方創生の元年となります。北広島町総合戦略及び第2次長期総合計画の策定など、町の方向性を定める重要な年となります。若者定住を最重点課題として取り組み、明るく元気な町の実現に向け、町政運営を行ってまいります。今後とも町行政の運営につきまして一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（加計雅章） 6月定例会、これで閉会するわけではありますが、一言ご挨拶を申し上げます。非常に活発な議論、また6月定例議会といいますと、非常に短期間の時間ではありますが、その間にもいろいろと委員会活動、また活発な議論も重ねられて大変よかったですと思います。今、この日本に関して、もちろん北広島町でもありますが、今までの変化とはちょっと違う変化、大きな変わり目に来ておる。第一人口が減少するという近代国家において、そういった形が明らかにあらわれてきておるといのは、これはある意味、非常に危険なことであります。その中で、町長も申しました地方創生ということで、国が一番力を入れて、これから重視していこうという問題は地方であります。地方の中のまた我々の町村であります。これが少なくとも、5年といいますけども、総合戦略はもちろんこの秋、また、この少なくとも1年、2年の間に大きな目標と大きな計画を執行部だけじゃなくて、我々議会としても確立をしていくと、また議論を重ねていくということが大事だと思います。そのためにも休会中にもどしどしいい意見なり、いいことがありましたら、議会を開催してもよろしゅうございますので、執行部と切磋琢磨しながら、すばらしい北広島町、またすばらしいこの国をつくっていただけるように頑張っていきたいというふうに願っております。これをもって平成27年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 35分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会副議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員